	PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業(三次公募)	
	質問	回答
	1.全体事項	
1-1	採択時期はいつですか。具体的に何日ですか。	10 月下旬から 11 月上旬を予定しています。具体的な採択日は回答致しかねます。採択予定時期に入ったとしても同様です。
1-2	採択団体はどのように公表されますか。また、応募 申請者にはどのように通知されますか。	採択団体は、協会 HP にて公表します。また、応募申請者には結果をメールと郵送にて通知します。
1-3	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けて おりません。
1-4	問い合わせはメールでとのことですが、複雑な内容 のため電話で問い合わせをしたい。	電話での問い合わせには対応いたしかねます。
1-5	問い合わせメールを送りましたが、いつ Q&A に反映されますか。	具体的な更新日は回答致しかねます。本ページを 定期的に確認してください。
1-6	交付申請の時期、交付決定通知の時期はいつですか。	採択通知(10月下旬から11月上旬予定)後、 速やかに交付申請を行ってください。交付決定通知 の目安は交付申請書到着後30日です。
1-7	交付申請書としてどのような資料が必要ですか。	採択通知と共に送付します。交付規程に様式集が ありますので参考にしてください。
1-8	交付申請までに、特に準備すべき資料はあります か。	補助対象となる灯具の数を確認する必要がありますので、協会が示す様式を例に照明器具の明細や位置図、写真などの資料を提出いただきます。(交換する安定器に PCB が確実に含有されていることを示していただく必要があります。)
1-9	予算措置がされた場合、今年度と同様の公募が H30、H31 も実施されるという理解でよろしいです か。	ご質問のとおりです。ただし、公募要領等の見直しに より、公募方法等も変更される可能性はあります。
	2.補助対象となる事業	
2-1	交換される古い照明器具そのものに条件はありま すか。	照明器具に付属している安定器に PCB が含まれていることが条件です。銘板情報を確認するか、メーカーに問い合わせてください。
2-2	安定器の銘板の劣化等により情報が確認できず、 メーカーに問い合わせてもわからない場合はどうすればいいですか。	銘板が見えないことを確認できる写真と製造年や力率計算の結果などの資料を添付するようにしてください。
2-3	届出や登録等に関して、満たすべき条件はありま すか。	下記の3つの条件がすべて満たされていることが必要です。 1. PCB 特別措置法第19条において準用する第8条に基づき、都道府県市に届出を提出している。 2. JESCOへの予備登録が完了している。

		3. 原則として、平成31年3月31日までに
		JESCOへの処分委託が完了する予定である。
		応募申請の段階では、実施計画書の「JESCO との
		調整」及び「PCB 廃棄物の早期処理の確実性」へ
	平成 31 年 3 月 31 日までに JESCO への処分	の記載や、工程表下欄の「JESCO への処分委託に
2-4	委託が完了することが対象事業の要件にあるが、	関する予定」の記載が必要です。また、本補助事業
	エビデンスとして何か書類の提出は必要ですか。	完了後にJESCOへの処分委託を行った際には、毎
		年提出していただく事業報告書に JESCO との契約
		書の写しを添付してください。
		本事業は、使用中の PCB 使用照明器具の LED
		照明への交換を支援することにより、PCB 早期処理
2-5	取り外し済みで保管している照明器具は補助対	を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図
	象になりますか。 	 ることを目的としているため、取り外し済みで保管して
		いる照明器具は補助対象にはなりません。
		交換する照明器具が LED 一体型器具であることが
		条件ですが、別置きの電源ユニットを持ち、ランプと
		共に一体的に交換する照明器具は一体型器具と
2-6	新たに設置する照明器具の条件はありますか。	見なします。この他、交換前の照明器具の種類から
		LED 照明器具に交換する場合の条件を、公募要
		領の P8~P9 に記載しています。
	 水銀灯など、安定器が別置の照明器具を交換す	別置きの電源ユニットを持ち、ランプと共に一体的に
2.7		
2-7	る場合、ランプのみの交換という認識で補助の対	交換する照明器具は一体型器具と見なすため、補
2.0	象から外れるのでしょうか。	助対象となります。
2-8	リース物件も対象となるのでしょうか。	購入のみが対象で、リースは対象にはなりません。
		特定の機種について、補助対象とできるかどうかの相
2-9	特定の機種について、補助対象とできるかどうか相	談は承ることができません。対象事業の要件に適合
	談したい。	していることを確認した LED 照明器具を、補助対象
		として申請してください。
2-10	旅館・ホテルにて、客室照明を LED に取り換える	取り換える照明器具が対象事業の要件を満たして
2 10	にあたって、補助金の応募は可能でしょうか。	いれば、応募することができます。
2-11	PCB 使用照明器具を含めば、設置されている全	PCB 使用照明器具の取替えのみが対象であり、そ
2-11	照明器具が補助対象となりますか。	れ以外の照明器具は補助対象にはなりません。
		平成 31 年 3 月 31 日までの JESCO への処分委
2.42	「平成31年3月31日までに JESCO への処	託の完了は、今年度の補助事業の要件となります。
2-12	分委託が完了すること」の対象は、本年度の補助	予算措置がされた場合の来年度の要件について
	金を交付された団体と考えてよいでしょうか。 	は、来年度の公募要領等で確認してください。
_	交換は、既存照明器具照度を変更しても対象に	取り換える照明器具が対象事業の要件を満たして
2-13	なりますか。	いれば、特に照度の変更は問いません。
2-14	地方公共団体や地方公営企業は応募できます	323333333333333333333333333333333333333
	か。	できません。
2-15	″。 医療法人や社会福祉法人も応募できますか。	 できます。
2-13		してみり。

2-16	個人事業主は応募できますか。	できます。	
2-17	2年計画として応募することは可能ですか。	事業の実施期間は、原則として単年度です。	
	3.補助対象事業の選定		
3-1	応募者が多くあった場合、補助事業者の選定は、 応募申請書の内容に点数を付けて評価し、精査 するのでしょうか。あるいは、先着順や抽選となりま すか。審査基準はありますか。	応募申請書の記載内容をもとに、外部有識者から なる審査委員会を経て選定します。公募要領に審 査基準が記載されておりますのでご確認ください。	
	4.応募にあたっての留意事項		
4-1	LED 灯具代を補助対象経費とすることはできますか。	LED 灯具代は補助対象経費となります。	
4-2	本事業による取得財産であること明示するために 貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に 含めても問題無いですか。	プレート作成費及び貼付の費用については補助対 象とはなりません。	
4-3	既設灯具の処分費や社内保管場所への運搬費 は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費には含まれません。	
4-4	1回の工事で取り外しと取り付け工事を行う「交換工事」については、すべて補助対象経費という 認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
4-5	安定器を照明器具から取り外す作業は、補助対象経費に含めることができますか。	交換工事と一連の作業で安定器の取り外しを行う場合は、付帯工事費として補助対象経費に含めることができます。	
4-6	PCB 廃棄物の運搬費用や処理費用は補助対象 経費に含まれますか。	補助対象経費には含まれません。	
4-7	PCB 使用照明器具の正確な台数を把握するための調査費は、補助対象経費に含めることができますか。	補助対象経費には含まれません。	
4-8	交換する照明器具の照度の関係で、交換前後で 個数が異なるケースが考えられますが、この場合の 取り扱いはどのようになるでしょうか。	あくまで既設の PCB 使用照明器具の代替として設置する照明器具数で申請してください。	
4-9	PCBを含まない照明器具も併せて工事をする場合、PCBを含む照明器具の更新工事と含まない 照明器具の更新工事の見積を区別したうえで工事を進めるということでしょうか。	ご質問のとおりです。	
4-10	交付申請時には、補助対象となる PCB 照明器 具を確定させるための詳細な調査が必要となりますが、費用の関係もあり調査と併せて照明器具の 更新工事を実施してもよろしいでしょうか。	交付決定後に発生する費用のみが補助対象となり ますので、交付決定前に行った工事は補助対象と はなりません。	
4-11	グループ企業が別々に申請することは可能でしょうか。	別々に申請していただいて構いません。	
4-12	同一企業が複数の事業所を持っている場合、まと めて申請することができますか。	まとめて申請することができます。	

4-13	同一企業の複数回(年度を変えた)申請は可 能でしょうか。	可能です。
4-14	契約相手先の選定について、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	プロポーザル方式による選定、競争入札、もしくは、 三者以上による見積り合わせ等を行ってください。
4-15	契約相手先の選定について、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」が必要なことは認識していますが、諸事情により随意契約とする必要があります。所定の手続きを踏めば随意契約も可能でしょうか。	一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は随意契約とすることができますが、事前に選定理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
4-16	協会から採択される前に、LEDメーカーを決定して も問題無いですか。	採択前に LED メーカーを決定しても問題ありません。なお、契約(発注)日は、交付決定日以降である必要があります。
4-17	これから既存照明器具の調査をして、PCBが確認された場合、来年度の申請は可能でしょうか。	来年度も予算措置がされた場合には、申請することが可能です。ただし、来年度の要件が変更になる可能性があることにご留意ください。
4-18	照明器具の配置図は必要ないですか。	応募申請時は必要ありません。交付申請時には、配置図のほか、一覧表や写真、安定器に PCB が使用されていることが確認できる資料等を提出していただきます。
	5.応募の方法	
5-1	応募申請書一式はどのように提出すれば良いでしょうか。	郵送(簡易書留、特定記録など配達の記録がわかるもの)もしくは持参で提出してください。
5-2	電気使用量の把握について、現行の契約がビル 全体の契約であり、照明のみのメーターがないため 正確に把握できません。一灯あたりの電力(W) はわかりますが、どのように試算すれば良いですか。	一灯あたりの消費電力と点灯時間から電気使用量を算出してください。
5- 2	全体の契約であり、照明のみのメーターがないため 正確に把握できません。一灯あたりの電力(W)	
	全体の契約であり、照明のみのメーターがないため 正確に把握できません。一灯あたりの電力(W) はわかりますが、どのように試算すれば良いですか。 ウ【様式 3-3】経費内訳について、<購入予定の 主な財産の内訳>には、何を記入するのでしょう	を算出してください。 今回の事業において取得し、資産登録する灯具等で、一品、一組又は一式の価格が50万円以上
5-3	全体の契約であり、照明のみのメーターがないため 正確に把握できません。一灯あたりの電力(W) はわかりますが、どのように試算すれば良いですか。 ウ【様式 3-3】経費内訳について、<購入予定の 主な財産の内訳>には、何を記入するのでしょう か。 ウ【様式 3-3】経費内訳について、補助対象経費	を算出してください。 今回の事業において取得し、資産登録する灯具等で、一品、一組又は一式の価格が50万円以上のものがあれば、その内訳を記載してください。 公募説明会資料の「消費税相当額補助対象判断
5- 3 5- 4	全体の契約であり、照明のみのメーターがないため 正確に把握できません。一灯あたりの電力(W) はわかりますが、どのように試算すれば良いですか。 ウ【様式 3-3】経費内訳について、<購入予定の 主な財産の内訳>には、何を記入するのでしょう か。 ウ【様式 3-3】経費内訳について、補助対象経費 に消費税を含めますか。 ウ【様式 3-3】経費内訳には、補助対象外経費も 含め、見積書の内容全てを記載すれば良いのでし	を算出してください。 今回の事業において取得し、資産登録する灯具等で、一品、一組又は一式の価格が50万円以上のものがあれば、その内訳を記載してください。 公募説明会資料の「消費税相当額補助対象判断フローチャート」をご確認ください。 補助対象経費のみ記載してください。見積書、または計算書において、その金額の根拠を明示してくださ

		応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳
5-8	ウ【添付 2-1-1】見積書について、応募段階では	は、概算の積算書でも応募申請することができます
	詳細な見積の取得が難しい場合、概算の積算書	が、精度の高い、実現可能な積算書を作成してくだ
	でも応募申請することができますか。	さい。もしくは、可能な限り見積書を取得してくださ
		U.
	ウ【添付 2-1-1】見積書について、応募段階では	応募段階では問題ありません。交付申請では、一
5-9	一者しか見積書を取っていませんが、問題無いで	般競争入札、プロポーザル方式、三者見積等によ
	すか。	り、競争性・透明性を確保してください。
5-10	ウ【添付 2-1-1】見積書について、既存器具の廃	廃棄処分費や維持管理費は補助対象外費用とし
	棄処分費や維持管理費はどのように記載すれば	て記載してください。補助対象と補助対象外が区分
	良いですか。	されていることが必要です。
		業者から取得した見積書だけでは、交付規程に沿っ
		て計上している(労務費は労務単価を元に算出す
		る等)ことを説明しきれない場合、必要に応じて提
	ウ【添付 2-1-3】計算書とは、具体的にどのような	出する補足資料(申請者が作成した Excel、基準
5-11	資料を指しますか。	等)にあたります。一連の書類を通して、補助対象
		と補助対象外を明確に区分することはもちろん、それ
		ぞれの金額の根拠がわかるようにする必要がありま
		す。